

# 兵庫県公報

令和2年12月16日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 特定水産資源の採捕の停止に関する規則（水産課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●特定水産資源の採捕の停止に関する規則（規則第56号）

漁業法の一部改正により、水産資源の保存及び管理のため1年間に採捕することができる数量の最高限度が設定される特定水産資源について、当該限度を超えていると知事が認める場合等には、規則で定めるところにより、期間を定め、採捕の停止を命ずることができることとされたことに伴い、当該採捕の停止に関して必要な事項を定めることとした。

## 規 則

特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。

令和2年12月16日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第56号

#### 特定水産資源の採捕の停止に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源（法第11条第1項第3号に規定する特定水産資源をいう。次条において同じ。）の採捕の停止に関して必要な事項を定めるものとする。

（特定水産資源の採捕の停止）

第2条 知事が法第33条第2項各号に掲げる場合（次項において「採捕の停止をすべき場合」という。）のいずれかに該当すると認めてその旨の告示（以下「停止告示」という。）をしたときは、それぞれ当該各号に定める者（次項において「特定水産資源採捕者」という。）は、当該停止告示をした日の翌日から同日の属する当該停止告示に係る特定水産資源（以下「告示特定水産資源」という。）の法第11条第1項第3号に規定する管理年度の末日（停止告示に告示特定水産資源の採捕を停止すべき期間が定められる場合には、当該期間の末日）までの間は、告示特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が停止告示に係る採捕の停止をすべき場合に該当しなくなつたと認めてその旨の告示（以下「解除告示」という。）をしたときは、特定水産資源採捕者は、解除告示をした日から告示特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。